

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許
手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下
「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式略〕</p> <p>〔注1～6 略〕</p> <p>7 6の欄は、次によること。</p> <p>〔(1)～(4) 略〕</p> <p>(5) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。 <u>ただし、変調方式を切り替えて運用する無線設備であつて、総務大臣が別に告示する周波数帯を使用するものは、総務大臣が別に告示する標準的な変調方式に該当するコードを記載すること。</u></p> <p>〔(6)～(9) 略〕</p> <p>〔8～26 略〕</p> <p>27 30の欄は、次によること。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p><u>(3) 6の欄で標準的な変調方式に該当するコードを記載した場合は、使用する変調方式を全て記載すること。</u></p> <p>〔28～34 略〕</p>	<p>別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式同左〕</p> <p>〔注1～6 同左〕</p> <p>7 6の欄は、次によること。</p> <p>〔(1)～(4) 同左〕</p> <p>(5) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。</p> <p>〔(6)～(9) 同左〕</p> <p>〔8～26 同左〕</p> <p>27 30の欄は、次によること。</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔28～34 同左〕</p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は付記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。